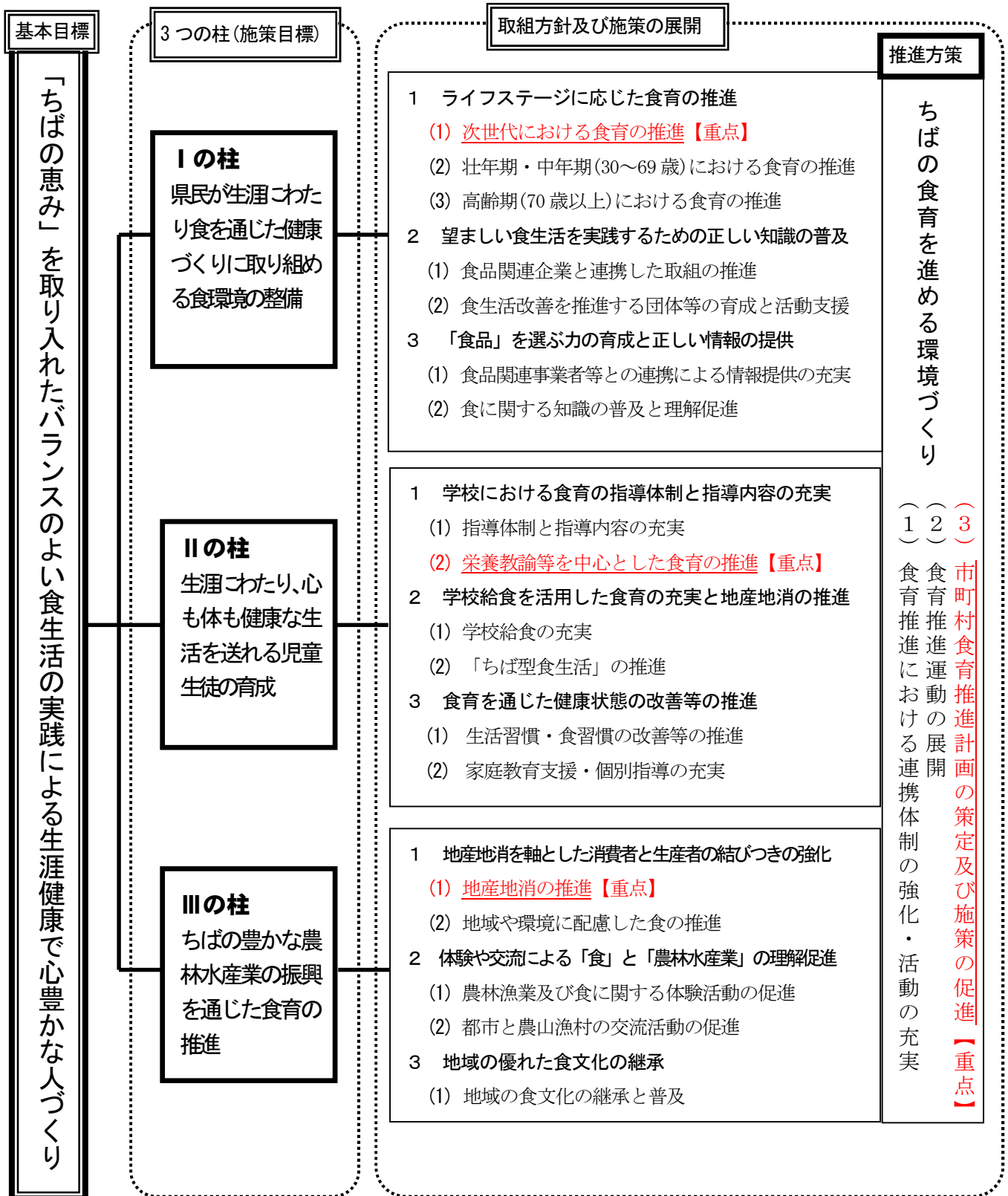


# 第5章 ちばの食育を進める施策と環境づくり

## 第1 施策の体系



## 第2 施策の展開

### I 県民が生涯にわたり食を通じた健康づくりに取り組める食環境の整備

#### 1 ライフステージに応じた食育の推進

生涯にわたって、豊かで望ましい生活を送るには、一人ひとりのライフスタイルは違っていても、それぞれのライフステージに応じた食育の推進が必要です。

本計画では、1次計画に引き続き「学童期」に対する食育を推進するとともに、「乳幼児期」及び「乳幼児期」を育む妊産婦等も含め「次世代」と位置付け、関係各課及び機関と連携のもと成長段階に応じた「次世代」に対する食育を重点に推進します。

##### (1) 次世代における食育の推進【重点】

子どもの頃からの食育については、生涯にわたる望ましい食生活の基盤が形成されるという点においても、子どもが成長し、やがて親となり、その次の世代を育むという点においても大変重要です。千葉県では、学校、家庭、地域、企業等が連携し社会全体での働きかけを推進します。

##### ア 妊産婦等に対する望ましい食生活の推進

- ・ 千葉県の20～30歳代の女性において、朝食の欠食や野菜不足、やせ(低体重)が健康課題としてあげられています。妊娠期、授乳期においても、母子の健康の確保のために適切な食習慣の確立を図ることが重要です。
- ・ 妊娠期、授乳期における望ましい食生活の実現に向け、歯科保健分野を含めた食育を、市町村が実施する妊産婦等に対する健康診査(健診)や各種教室等において推進します。

##### イ 家庭における望ましい食習慣の実践に向けた取組

- ・ 平成20年度から3年間実施したモデル事業において、小学校5年生児童とその保護者への健康実態調査を行ったところ、「早寝・早起き・朝ごはんが実践できている子どもは肥満が少なく、他の生活習慣も全般に良好で、精神的安定性等も相対的に優れていること、また、保護者の生活習慣が子どもの生活習慣に大きな影響を及ぼしていること」が明らかになりました。
- ・ 子どもへの適切な生活習慣の定着を図り、併せて大人の生活習慣改善を推進するため、学校と地域が連携し、家庭での共食\*をはじめ、みんなで食べることの楽しさを周知するなどの普及啓発を図ります。また、企業、保健センター、児童館、子育て支援センターなどとも連携し、家族ぐるみで望ましい食習慣を実践で

きる環境の整備を推進します。

## ウ 保育所等における食育の推進

平成20年3月に「保育所保育指針<sup>※</sup>」が改定（平成21年4月施行）され、食育の意義について明らかにされたように、保育所等における食育は、乳幼児にとって健全な心身の発達のために欠くことのできない大きな役割を担っています。保育所等の給食を通じて、乳幼児期の発育及び発達の過程に応じた食事の提供を支援するとともに、「食べる」機能が十分に発揮されるよう、歯・口の健康を保つ歯科保健分野を含めた食育を推進します。

## (2) 壮年期・中年期における食育の推進

社会的に最も充実した時期であり、働き盛りともいえますが、過労やストレスが重なる時期ともいえます。朝食を毎日食べるなど規則正しい食習慣の実践や、生活習慣病予防の正しい知識の習得が、外食・中食等でも出来る環境の整備を推進します。

### ア 飲食店等を通じた食生活に関する情報提供の推進

県民の健康全般に関する意識が高まるなかで、外食等においても県民が食生活管理を行えるよう、飲食店のメニューへの栄養成分表示や、主食の量を控えめにできるなどのヘルシーオーダーへの対応など、健康づくりに配慮した取組を実践する飲食店などを「健康ちば協力店<sup>※</sup>」として登録しています。この「健康ちば協力店」をホームページや保健所の広報などで周知するなどその拡大を図り、健康づくりに取り組む県民を支援します。



### イ 健診等を通じた望ましい食生活の普及啓発

様々な健診の機会を捉え、望ましい生活習慣や食習慣を啓発し自らの健康に対する意識を向上させるよう、リーフレット等を作成し普及啓発を図ります。

## (3) 高齢期における食育の推進

千葉県では、全国第2位のスピードで高齢化が進んでおり、生活習慣病の発症や進行を防ぐとともに、単なる長寿ではなく健康寿命<sup>※</sup>を延ばすことを目指していく必要があります。そのためには、生活習慣の改善、とりわけ食生活の改善が重要です。

## ア 食を通じた介護予防、低栄養予防に向けた取組の推進

- 要介護・要支援状態ではない高齢者に対し、「いきいきすこやか にこにこえがお(介護予防リーフレット)」などを活用し、栄養・食生活の改善に関する指導、相談等を実施することにより、低栄養を予防し、要介護状態への移行の防止又は遅延化を図るとともに、自治会、ボランティア、行政、企業、商店街などが協力して、地域ぐるみで支援する仕組みを構築します。
- さらに、その取組を県下に広め、市町村が実施する介護予防事業の普及を支援し、県全体の健康寿命の延伸を図ります。
- また、望ましい食習慣などの実践に関するアドバイスができる高齢者を増やし、次世代などへ支援ができる人材の育成に努めます。



「いきいきすこやか にこにこえがお (介護予防リーフレット)」

## 2 望ましい食生活を実践するための正しい知識の普及

千葉県では、「何をどれだけ食べたらよいか」をわかりやすく伝えるため、「ゲー・パー食生活ガイドブック\*(ちば型食生活食事実践ガイドブック)」を作成しました。この活用を加えて、食品関連企業と連携した取組の推進、食生活改善を推進する団体等の育成と活動支援を通じ、望ましい食生活を実践するための正しい知識の普及を進めます。



「ゲー・パー食生活ガイドブック (ちば型食生活食事実践ガイドブック)」

### (1) 食品関連企業と連携した取組の推進

#### ア 食品関連企業と連携した取組の推進

家族ぐるみの正しい生活習慣の実践や生活習慣病予防の普及啓発を推進するために、「ゲー・パー食生活ガイドブック」などを活用し、大型スーパー、食品関連企業などと連携したイベントなどを開催します。

#### イ 県民の野菜摂取量の増加に向けた取組

県民の食生活の一端を担う飲食店などに、野菜たっぷりメニューなどを提案し、さらに、継続的に提供出来るよう生産者と飲食店などをつなぐ機会を設定するなど飲食店などが提供する野菜メニューの拡大を図り、県民の野菜摂取量の増加に向けた環境の整備に努めます。

## (2) 食生活改善を推進する団体等の育成と活動支援

- ・ 千葉県栄養士会、千葉県調理師会、千葉県食生活改善協議会等が、千葉県の現状と課題をふまえた地域活動が展開できるよう、生活習慣病や健康づくりに関する正しい知識や技術の研修などを実施し、より専門的な知識の普及を図ります。
- ・ 関係団体が開催する、千葉県産の食材を活用し健康づくりに配慮した調理法などをテーマとした講習会を支援し、県民自らの健康づくりが実践できる環境の整備に努めます。

## 3 「食品」を選ぶ力の育成と正しい情報の提供

平成 18 年 3 月 30 日に制定した「千葉県食品等の安全・安心の確保に関する条例」、平成 19 年 3 月に策定した「千葉県食品等の安全・安心の確保に関する基本方針」等に基づき、食品関連事業者、消費者、行政が協働して、食品等の安全・安心確保のための取組を推進していきます。

### (1) 食品関連事業者等との連携による情報提供の充実

県民が自ら食品や外食料理などを選択できるように、食品関連事業者等による正確で適切な情報提供を促進します。

#### ア 食品の安全に関する自主管理と情報開示の促進

生産者が農畜産物の生産履歴を記帳し、いつでも公開できるよう生産者組織・生産者に指導するとともに、農畜産物の生産段階から流通・販売段階に至る生産流通履歴情報を消費者に提供できる取組として、トレーサビリティ<sup>※</sup>やGAP<sup>※</sup>の導入を促進します。

また、製造・加工者に対し、HACCP<sup>※</sup>方式の導入を促進し、自主衛生管理水準を高めるよう啓発に努めるとともに支援します。

流通・販売者に対しては、食品等の流通・販売過程における取扱いや保存管理等について普及・啓発し、安全性の確保について自主衛生管理を徹底するよう支援します。

#### イ 食品表示の適正化の推進

食品関連事業者に対し、食品表示の適正化に向けた巡回調査や立入検査により監視・指導を徹底するほか、食品関連事業者等を対象とした研修会を開催し、さらなる啓発・指導を行います。

#### ウ 食の安全に対する検査体制の充実と情報の提供

食品について、放射性物質や残留農薬、食品添加物等の検査体制を充実し、食の安全性の確保を図るとともに、検査結果の迅速な情報提供に努めます。

特に、県内全域の農林水産物について放射性物質の影響に関しては、出荷前のモニタリング検査等により安全性を確認します。

## (2) 食に関する知識の普及と理解促進

- 食の安全・安心の確保に関しては、消費者、食品関連事業者、生産者等関係者が意見交換を重ね、それぞれが取り組んでいくことが重要です。

県では、食品等に関する生産から製造加工、流通、消費までにおける食品の安全・安心の確保に関する必要な情報を提供する「食の安全・安心レポート」の発行、放射性物質に関することや食品の安全・安心に関することをテーマとした講習会やリスクコミュニケーション\*等を開催し、消費者への情報の提供と共有を推進します。

- 消費者に対する食に関する知識の普及・啓発を図るため、「食の安全・安心電子館」など県のホームページをはじめ各種広報媒体を活用し、わかりやすい情報提供に努めます。



「食の安全・安心レポート」



## Ⅱ 生涯にわたり、心も体も健康な生活を送れる児童生徒の育成

### 1 学校における食育の指導体制と指導内容の充実

#### (1) 指導体制と指導内容の充実

##### ア 食に関する指導の全体計画及び年間指導計画の見直し作成と活用の推進

- ・ 学校における食育は、家庭科、体育（保健）等の各教科、給食の時間、特別活動等の様々な教育内容に密接に関わっているため、計画的・継続的・組織的に指導を進めなければなりません。そのため、学校における食育の目標や具体的な取組の方針を示した食に関する指導の全体計画を作成することが重要です。
- ・ 現在の全体計画及び年間指導計画の見直し作成と学校給食を実施する全ての学校での作成を働きかけます。

##### イ 効果的な学習のための学習資料の活用

「食に関する学習ノート・いきいきちばっ子」、「いきいきちばっ子中学生版」、「いきいきちばっ子健康・体力づくりモデルプラン」、「ちば・ふるさとの学び」などの学習資料の活用の促進を図り、各学校における食育の学習が効果的に行われるよう取り組んでいきます。

##### 【食に関する学習ノート・いきいきちばっ子】

- ・ 子どもたち一人ひとりが楽しく「食」について学びながら、自らの食生活を振り返り、より望ましい食習慣を身につけるための学習教材として、また、食を通じた家庭との連携を図る手立てとしての活用を進めています。
- ・ 小学校高学年児童を対象に、小学校における食育の集大成として「いきいきちばっ子オリジナル弁当コンクール」を開催しています。

##### 【いきいきちばっ子中学生版】

中学生が「食」について学ぶための学習教材として、千葉県学校栄養士会が作成し、公益財団法人千葉県学校給食会の協力を得て、県内の中学1年生に配付しています。「受験期の食事」「スポーツと食生活」「ちば型食生活」など、現代の中学生に、正しい知識を身につけ、実践できる力を育てるための内容となっており、その活用



を進めています。

### 【いきいきちばっ子健康・体力づくりモデルプラン】

生涯にわたり心身ともに健康に生きるために必要な「運動」「睡眠」「休養」に係る「望ましい食習慣・生活習慣と確かな知識」そして、「よりよい行動選択ができる能力」を身につけるためのプランです。

子どもたちが自分にあった「健康・体力づくりプラン」を作成し、学校・家庭・地域で実践します。

### 【ちば・ふるさとの学び】

中学生が、ふるさと「ちば」を再認識・再発見し、その素晴らしさを理解してもらえるよう作成しました。千葉県の豊かな大地とそこに育まれた「人」「もの」など「ちばらしさ」を伝える内容となっており、その活用を進めています。



## ウ 体験活動を取り入れた効果的な食育の推進

効果的な食育を推進するために、各教科等における取組の中で栽培活動や調理など地域の生産者などの協力を得て様々な体験活動を取り入れ、指導内容を充実することが大切です。

### (ア) 高等学校と連携した食育活動支援

農業・水産系高等学校の豊かな圃場<sup>ほじょう</sup>や施設を活用し、近隣幼稚園・小・中学校の児童生徒が農作業や飼育されている動物と触れ合ったりするなど体験型の食育活動を展開し、園児や小中学生と高校生との交流を通して、それぞれの発達段階に応じた食育活動を支援します。

### (イ) 農業団体や生産者等が提供する体験活動の活用

農作業体験を通じて、「食べ物や生命の大切さ」を知り、「生きる力」を身につけるとともに、農業への理解を深めることを目的に、千葉県農協農政対策本部及び千葉県農業協同組合中央会が取り組んでいる学童農園推進事業や生産者等が提供する一連の農作業などの体験機会の活用を進めます。

### (ウ) 地域の多様な人材を活用した食育の推進

食に関する知識や経験を有する人材、例えば地域のちば食育ボランティアやちば食育サポート企業などを活用して食に関する指導を進めることは、児童生徒に地域の良さを理解させたり、愛着をもたせたりする上で有意義と考えられます。

ちば食育サポート企業を中心に、小中学校や高等学校等の児童生徒を対象とし

た「学校参加型食育体験プログラム」を提案し、企業などによる出前授業や工場での体験・見学、調理実習など、学校と企業が連携した食育活動を推進します。

## エ 研究指定校における効果的な食育の研究と普及啓発

学校における食育を推進するために、研究校を指定し、効果的な食育の指導法などの研究を進め、その効果の普及に努めるとともに、学校の実践力を高めます。

## オ 高等学校における食育の推進

- ・ 高等学校学習指導要領に、「学校における食育の推進」が盛り込まれ、高等学校における食育の推進が求められています。
- ・ 高等学校においては、小中学校の指導を踏まえ、これまでに身につけた、生活習慣や食に関する知識・技術を生かし、家庭科や保健体育科等における学習を通して食生活の自立を目指します。
- ・ 専門学科における関係機関・企業等と連携した食育活動の取組を推進します。

## (2) 栄養教諭等を中心とした食育の推進【重点】

### ア 栄養教諭等と教職員が連携した食育の推進

学校における食育は、校長のリーダーシップのもと、教職員全体で取り組むことが重要です。そこで、栄養教諭や学校栄養職員<sup>※</sup>、養護教諭、家庭科担当教諭をはじめとする健康教育に関わる教員等が連携して食育を推進するよう働きかけます。

### イ 学校・家庭・地域が連携した食育に関する取組の推進

児童生徒の食については、家庭が担う部分が大きいため、学校保健委員会の充実を図るとともに、学校での指導内容や食に関する情報を保護者に積極的に提供し、家庭と連携して取り組むことが大切です。

また、地域の食文化や特産物の理解を深めるためには、地域に住む生産者や食に関する活動をしている方と連携することが重要です。

さらに、近隣の幼稚園・小中学校や公民館、保健センター等の関係機関等が、食に関する共通認識のもと、地域が一体となって取り組むことは、教育的効果を高めるうえで有意義です。そこで、家庭や地域との連携体制を整備するよう働きかけます。

### 【学校保健委員会】

学校における健康の問題を研究協議し、健康づくりを推進するため、学校と家庭、地域社会が連携して、子どもたちの健康問題の解決を推進していくものです。

教職員・保護者・児童生徒・学校医・学校歯科医・地域の方々等が構成メンバーとしてあげられます。

#### 【学校を核とした県内 1000 か所ミニ集会】

県では、地域住民の声を学校運営に生かす開かれた学校づくりや地域コミュニティの構築を目的として、原則として県内すべての公立小・中・高・特別支援学校を会場に、ミニ集会の開催を推進しているところです。

学校職員と保護者や地域住民が、食育も含め、地域の安全など学校・家庭・地域の様々な教育課題について、膝を交えて本音で語り合います。

### ウ 各地域における栄養教諭等を中心とした食育の推進

栄養教諭には、在籍する学校の食育だけでなく、近隣校や地域を巻き込んだ食育を推進することが期待されています。このため、各地域の食に関する指導の推進役として、栄養教諭を中心とした食育指導推進委員を置き、授業公開と事後研究会を行い、地域における食に関する指導の充実を図るとともに、食に関する指導者としての育成を目指します。

- ・ 地域における食育指導の推進

教育事務所単位で、栄養教諭を中心とした食に関する指導の食育指導推進連絡協議会を設置し、地域の関係者等を対象とした公開授業や事後協議・各校での取組に対する指導助言を行う体制を整え、授業実践を通して、栄養教諭を中心とした指導者の育成を図ります。

## 2 学校給食を活用した食育の充実と地産地消の推進

### (1) 学校給食の充実

#### ア 学校給食を生きた教材として活用した食育の推進

食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけるために、献立内容を教科等の内容と関連づけ、学校給食を生きた教材として活用した効果的な学習の実践を推進します。

#### イ 学校給食への郷土料理等の導入と地域の食文化の継承

豊かな自然に囲まれ、多彩な食材に恵まれた千葉県では、県内各地でそれぞれの風土を生かした郷土料理がつくられ伝えられてきました。こうして育まれてきた「ちば」の食文化を、学校給食や様々な体験活動などを通して継承していきます。

現在も「鯛のさんが焼き」を給食の献立として出したり、食育ボランティアなどを

講師に招いて「太巻き寿司」を作ったりする活動が行われています。

## ウ 安全・安心な学校給食用食材確保のための取組と情報提供

学校給食用食材の安全を確保するため、検査・調査・研修等を充実させるとともに、正確で迅速な情報提供に努め、子どもたちが安心して食べることのできる学校給食の実施を目指します。

## (2) 「ちば型食生活」の推進

### ア 学校給食における地場産物の活用

- 学校給食において地場産物を活用することは、地域の食文化の理解や食べ物への感謝の心の育成という観点から食育の推進には重要です。そこで、学校給食における地場産物の活用を推進することに加え、郷土料理や地場産物を使った料理、地域の食文化などについての理解を深めるような献立を工夫するよう働きかけていきます。
- 学校における地産地消を推進し、地域で取れる食材や食文化などへの理解を深めるため、11月に「千産千消<sup>※</sup>デー」を実施します。



### イ 米飯給食の推進

米を主食とし、多様な副食から構成される「ちば型（日本型<sup>※</sup>）食生活」は、栄養バランスに優れ、望ましい食生活を営むために、その良さを見直し、食生活に取り入れていくことは大切です。そこで、市町村及び関係部局と協力して米飯学校給食の拡大を図ります。

### ウ 関係団体等と連携した地場産物の活用普及啓発の推進

- 県及び市町村関係部局、食に関する関係団体が連携した「学校給食千産千消推進会議」を設置し、学校給食に地場産物が活用しやすい供給システムづくりの支援をします。
- 千葉県栄養士会、千葉県学校栄養士会、千葉県調理師会及び千葉県食生活改善協議会等、食を通じた健康づくりに関係する団体や関係機関と連携し、地域に根ざした食文化の育成や伝承、地域特産物の活用などによる「ちば型食生活」の実

践など、食生活の正しい知識の普及・定着に努めます。

### 3 食育を通じた健康状態の改善等の推進

#### (1) 生活習慣・食習慣の改善等の推進

##### ア 「早寝 早起き 朝ごはん」※の取組の促進

- ・ 児童生徒が自らの食生活を考え、食に関する実践力を身につけるとともに、自分の健康は自分で守るという意識を養います。
- ・ 学校教育全体を通じて「運動、食事、休養」に関する基本的な生活習慣や体力づくりの基礎を指導するとともに、家庭においても、「早寝 早起き 朝ごはん」など、家庭における生活リズムを整えるための取組を促進します。

##### イ 学校歯科保健活動における食育の推進

虫歯の予防や治療の促進にとどまらず、歯周疾患の予防など広く口腔全体の健康づくりを「学校歯科保健活動における食育」として進めるとともに、しっかり噛んで食べることなどを通し、心身ともに健康な児童生徒を育成します。

#### (2) 家庭教育支援・個別指導の充実

##### ア 一人ひとりに応じたきめ細かな健康相談や指導の推進

朝食欠食、孤食※、偏食などの食生活の乱れや肥満傾向・痩身傾向児童生徒※の増加、生活習慣病の若年化、食物アレルギーの児童生徒の増加など個別に指導をすることが望ましい場合が増えてきています。

そこで、児童生徒の健康の保持増進のため、きめ細かな配慮のもと、保護者はもとより学級担任、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、学校医等、学校全体で連携して個別指導の取組を推進します。

##### 【ちば学校保健推進サポートプラン】

児童生徒の健康課題を解決するための「学校・家庭・地域医療機関等との連携」に焦点を当てて策定され、県教育委員会の「学校保健推進基本計画」として位置づけられています。本プランは、国の「健康日本21」や本県の「健康ちば21」及び「みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」の趣旨を踏まえ、本県児童生徒の健康課題の改善を目指し、各学校の学校保健の推進をサポートすることを目的としています。

##### イ 家庭教育を支援するための資料の活用促進

学校は、親や子どもにとって最も身近な存在です。多くの保護者は子どもを育てて

いく上で必要な情報を学校という場を介して得ています。

このため学校では、学習会への自主的な参加が難しい家庭や子育てに悩む家庭など、全ての家庭の教育力向上を図るため、「家庭教育リーフレット」などの活用の促進を図っているところではあります。

食育に関する情報についても、こうした資料を活用し、すべての家庭に届けていきます。



家庭教育リーフレット

県内の多くの小・中・高校生が、様々なコンクールやコンテストに参加しています。

- ・いきいきちばっ子オリジナル弁当コンクール(千葉県学校安全保健課)
- ・太巻き寿司コンテスト(千葉県伝統郷土料理研究会)
- ・ウィズガス親子クッキングコンテスト(房総ガス協議会)
- ・中学生創造ものづくり教育フェア  
「あなたのためのおべんとう」コンクール  
(千葉県教育研究会技術・家庭科教育部会)
- ・かむ子・のびる子・元気な子料理コンクール(千葉県歯科衛生士会)
- ・ごはん・お米とわたし作文・図画コンクール(千葉県農業協同組合中央会)



いきいきちばっ子オリジナル  
弁当コンクールの募集

### Ⅲ ちばの豊かな農林水産業の振興を通じた食育の推進

#### 1 地産地消を軸とした消費者と生産者の結びつきの強化

##### (1) 地産地消の推進【重点】

地域で生産したものを地域で消費する地産地消の取組は、消費者に「顔が見え、話ができる」関係で地場産物を購入できる機会を提供し、農山漁村の活性化を図る上で重要な取組です。

直売所や量販店での地場産物の販売、学校や福祉施設等の給食、外食・中食産業や食品加工業での地場産物の利用等により、消費者は身近な場所で作られた新鮮な地場産物や地場産物を使った料理を食べることができ、また、農林水産業を身近に感じられる機会が得られ、「食」や「農林水産業」への理解が深まることが期待されます。

#### ア 県産農林水産物の魅力発信

##### (ア) メディアの活用

- ・ 県のホームページや広報誌をはじめ、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、地元メディアなどを活用し、「食の宝庫ちば」の魅力について情報発信していきます。
- ・ 県産農産物の情報を満載したウェブサイト「教えてちばの恵み」やメールマガジン「教えてちばの恵み通信」、千葉の魚に関する様々な情報を掲載する「千葉さかな倶楽部」により、旬の情報、料理レシピ、イベント情報などを発信していきます。



##### (イ) 「食」関連イベントとの連携

- ・ 各種団体等による収穫体験や試食会、料理コンテストなどを通して本県農林水産業及び県産農林水産物の素晴らしさを伝えていきます。
- ・ 食に関わる観光・地域イベントと連携して、より多くの県産農林水産物のファンを獲得していきます。

##### (ウ) ちばの農林水産物をサポートするボランティア等による魅力発信

- ・ 消費者の声を生産現場に生かし、消費者目線でちばの農林水産物の魅力を発信していきます。

- ・ 食育ボランティアなどの活動の中で、旬のおいしい地場産物を活用したバランスの良い食生活を伝えていきます。

(エ) 消費者に信頼される県産農林水産物の提供

- ・ トレーサビリティシステムやGAPなどの普及定着により、高品質で信頼性の高い農林水産物づくりを進めます。
- ・ 千葉県産の豚肉や牛肉を安心して購入できるよう、生産者や出荷団体などと連携し、千葉県産豚肉「チバザポーク」、千葉県産牛肉「チバザビーフ」の共通のマークを掲示・表示していきます。
- ・ 「千葉ブランド水産物認定制度」により、認定委員会の厳正な審査により認定された水産物について、積極的にPRしていきます。



イ 農林漁業者等の6次産業化<sup>※</sup>による地産地消の推進

(ア) 生産者と消費者の距離を縮める取組の推進

- ・ 消費者との交流拠点でもある直売所を活用し、顔の見える関係により消費者の信頼を確保し、ちばの農林水産物のファンを増やしていきます。
- ・ 農林漁業者は、消費者が求める情報（生産履歴等）や、旬のおいしい農林水産物の選び方やおいしい食べ方などの情報を発信したり、消費者からの要望を聞いて商品づくりに生かしたりするなど、消費者との関係を重視した取組を推進していきます。
- ・ 直売所ならではの商品開発と、レシピや商品誕生物語、体験など多様な情報提供により直売所を盛り上げる取組を支援します。

(イ) 地域の特徴を生かした加工の取組の促進

- ・ 農林漁業者が地域の農林水産物を利用した加工に取り組み、それらの加工品を直売所などで購入できるようにすることで、地産地消を進めるとともに、地域の活性化を図ります。
- ・ 地域で昔から作られていた加工品や保存食、旬の農林水産物を使った総菜、地域の伝統的な料理など、地域の特徴を生かした農林漁業者による加工の取組

を促進し、消費者に「ふるさとの味」で豊かな食を提案していきます。

## ウ 食品等事業者との連携による地産地消の推進

- ・ 県内の卸売市場は、生産者と消費者をつなぐ役割を担っており、地元の利点を生かした地産地消の取組を推進します。
- ・ スーパー等においては、「地産地消コーナー」を設置し、生産者の写真やメッセージを掲げて生産状況を紹介する取組が展開されています。  
消費者が食品を購入するにあたって、スーパーを利用する割合が多いことから、「地産地消コーナー」の設置は地域で生産された農林水産物をその地域の消費者に直接アピールするには有効な取組です。こうした県内の産地や卸売市場と連携した地産地消の取組を推進します。
- ・ 幅広い分野の事業者との連携により、県産農林水産物の活用促進を図ります。
- ・ 朝揚げ水産物の直送、朝採りや完熟の農産物など、消費地に近いという地の利を生かした流通への取組を支援することで、消費者が新鮮な旬の農林水産物を購入できるようにします。「千葉さかな倶楽部協力店」や「ちばの直売所フェア」等への参加を促し、県のホームページやメディアを通して消費者に向け情報を発信していきます。
- ・ 包括協定<sup>\*</sup>を結んだ企業をはじめ食品関連企業に、県産食材の利用を促進します。
- ・ ちばの「食」産業連絡協議会<sup>\*</sup>と連携して、農林水産業と食品産業との情報交換を密にし、県産農林水産物を活用した商品開発などを支援します。
- ・ 中小企業者と農林漁業者が連携し、新しい事業に挑戦することにより、新商品や新サービスを開発する取組（農商工等連携<sup>\*</sup>）を推進します。

## (2) 地域や環境に配慮した食の推進

### ア 環境と調和のとれた農業の促進

- ・ 農業生産による自然環境への負荷を減らし、農業を次世代に健全な形で引き継ぐため、県が認証する「ちばエコ農産物」、国の制度であるエコファーマー<sup>\*</sup>の認定等の化学合成農薬・化学肥料を節減する栽培や、有機農業などの取組を推進します。
- ・ 環境と調和のとれた農業生産を安定させる栽培技術、病虫害防除技術の導入を推進します。
- ・ 「ちばエコ農業」生産者協議会を通じた「ちばエコ農産物」のPRなどを行い、環境にやさ



しい農業の消費者理解の向上を目指します。

- ・ 家畜排せつ物の適正処理が継続できるよう周辺環境改善に対する支援を強化します。
- ・ 堆肥の有効利用により地域における資源循環型農業を一層推進します。
- ・ 食品産業等から出る食品副産物や食品残さを家畜の飼料（エコフィード<sup>※</sup>）として加工し、畜産農家など生産段階で利用する、という資源循環の構築を関係機関の連携により推進します。

## イ 環境に配慮した食生活の推進

- ・ 家庭において、「買い物」「料理」「食事」「片づけ」の一連の流れを通して環境に配慮した食生活の実践を推進します。

- ・ 具体的には、買い物の際には、家にある食材を確認して必要な分だけを買う、マイバッグの持参やレジ袋の再利用等により、ごみになる量を減らします。

また、料理では、調理方法、食材の保存方法を工夫し、無駄を出さないようにするとともに、食事の時は食べ残さないようにします。

そして、片付けでは、ペットボトル等の資源ごみを分別排出します。

このような3R<sup>※</sup>を実践する暮らし「資源循環型ライフスタイル『ちばエコスタイル<sup>※</sup>』」を推進します。



## 2 体験や交流による「食」と「農林水産業」の理解促進

### (1) 農林漁業及び食に関する体験活動の促進

#### ア 農林漁業者等による食育の推進

- ・ 農林漁業者は食料を提供するという重要な役割を担っています。それだけでなく、農林水産物の生産をする上での苦労や工夫、思いや願いなどを消費者に伝えることが、生産者と消費者の距離を縮めるためには必要です。農林漁業者自らが、子どもから大人まですべての消費者に対し、わかりやすく的確に伝える技術を習

得するための支援を行います。

- ・ 直売所や農業体験農園<sup>\*</sup>は、生産者と消費者の交流ができる場所であり、情報発信基地でもあります。こうした場所を活用し、食と農のつながりを伝えられるような食育を推進し、生産者と消費者がお互いの顔が見え、キャッチボールができる関係を築きます。
- ・ 食育ボランティアやおさかな普及員<sup>\*</sup>などの活動を通して、地場産物の魅力や地産地消の良さ、地域の食文化などを伝えていきます。

## イ 農林漁業及び食に関する体験機会の拡大

- ・ 生産現場が消費地に近いという千葉県の利点を生かし、多くの県民が気軽に農林漁業体験ができるよう、直売所での体験イベントや体験農園、漁業体験など体験機会の拡大を推進します。
- ・ 育てるところから食べるところまで一貫した体験の機会を提供する取組を推進します。
- ・ 農林漁業者や農業協同組合等が体験の機会を提供する「教育ファーム<sup>\*</sup>」や「酪農教育ファーム<sup>\*</sup>」、「学童農園」、市町村等が開設する市民農園や農業塾など、体験に関する様々な取組を推進します。
- ・ ちば食育サポート企業が実施している食品製造工場の見学受入や出前講座など、食に関する体験等の情報をホームページなどにより一元的に提供します。
- ・ 食育ボランティアなどの活動を通して、魚のさばき方や地場産物をおいしくいただく調理法などについて体験しながら伝える取組を推進します。

## (2) 都市と農山漁村の交流活動の促進

### ア グリーン・ブルーツーリズム<sup>\*</sup>等の促進

- ・ グリーン・ブルーツーリズムを通じた都市住民との交流を促進するため、農山漁村での受入体制を整備する取組を支援します。
- ・ グリーン・ブルーツーリズムの拠点として期待される直売所や道の駅などの交流施設において、地域資源を生かした体験交流の取組を促進します。
- ・ 都市部に隣接する地の利を生かし、体験農園など、消費者との体験交流を経営に取り入れ、起業しようとする農林漁業者を支援します。
- ・ 県内各地で行われているグリーン・ブルーツーリズムについて、都市住民に対して、キャンペーンの実施やガイドブックなどで情報を発信します。



農林水産物直売所及び農林漁業体験施設を収録した「ちばの直売所&体験マップ」



グリーン・ブルーリズム in ちばガイドブック

## イ 農山漁村コミュニティの維持・活性化

- ・ 地域住民自らの話し合いをもとに、その地域固有の景観や食材、文化や暮らしの知恵などを地域資源として活用し、地域活性化につなげる6次産業化の取組やコミュニティビジネス※を推進します。
- ・ 都市住民や学生による援農※の取組を推進し、都市農業への理解を促進するとともに、都市農業の維持発展を図ります。
- ・ 農山漁村において都市と農山漁村の交流を促進することにより、都市住民の関心を高め、みんなで農林水産業・農山漁村を支えようとする地域内外のつながりを強化し、ひいては連携・協働による地域活性化の取組につなげていきます。
- ・ 農林水産業をはじめ地域資源を生かした産業の振興により地域の価値に自信と誇りを持つことは、地域の育てる力を高めることにつながります。地域の育てる力を高め、生まれ育った地に「ずっと住みたいと思う人・帰ってきたいと思う人」(＝後継者)、移り住んで「ずっと住みたいと思う人」(＝新規参入者、移住者)を確保し、農山漁村コミュニティの維持・活性化を図ります。

## 3 地域の優れた食文化の継承

### (1) 地域の食文化の継承と普及

地域の食文化が普及することにより、地域住民が地域資源や食文化を見直し、地域に自信や誇りをもつきっかけとなることが期待されます。

#### ア 郷土料理等の伝承の促進

- ・ 地域の行事食や郷土料理などについて、「食べているけど、作り方がわからない」「食の歴史や背景がわからない」という人が多いことから、食育ボランティアなどによる地域に根ざした料理や郷土料理などの伝承活動を促進します。
- ・ 博物館等において、地域の食文化とともに郷土料理などの伝承を進めます。

## イ 「地域の食文化」に関する情報の収集と発信

- 学生や他県などから転居してきた住民などとの交流を通して、その地域ならではの食文化を発見する取組を進めます。
- 地域の食文化について次世代に引き継いでいくため、その歴史や文化、作り方や食べ方などの情報を取りまとめ、記録に残す（テキスト化する）取組を推進します。
- 郷土料理や地域の食材を使った新たな料理など地域の食に関するイベントや料理教室などの住民交流を通して、地域の食の良さを再認識することにより、ふるさと意識の醸成につなげていきます。

## ウ 関連産業との連携による地域の食文化の普及

商工会議所・商工会、観光産業との連携により、地域の農林水産物や食文化など、地域資源を生かした魅力ある商品やサービス、地域ブランドの創出など、地域の特色ある食によるまちおこしの取組を推進します。

### 第3 ちばの食育を進める環境づくり

第1次食育推進計画策定以降、「ちば食育ボランティア」や「ちば食育サポート企業」など食育推進運動を展開する様々な主体が県内各地でそれぞれ活動し、食育を推進する体制整備が進んでいるところです。

その結果、平成22年度県政に関する世論調査では、食育に関心を持っている人は72%となっており、県民の食育への関心が高いことが伺えます。しかし、食育に関する行動・活動を行っている人は38%で、関心はあるものの実践している人は十分とはいえない状況にあります。

本計画では、県民一人ひとりの食育の実践を進めるため、食育に関わる関係者の連携・協力体制の強化及び活動の充実、県民に対する普及啓発・情報発信の強化、市町村食育推進計画策定による地域の特性を生かした地域活動の推進・支援など、「ちばの食育」を進める環境を整備していきます。

#### 1 食育推進における連携体制の強化・活動の充実

##### (1) 地域食育推進会議の開催

地域に根ざした食育活動を効果的に推進するため、県内の10地域にある県の出先機関を中心に関係機関、市町村、関係団体、ちば食育ボランティアやちば食育サポート企業等で構成する地域食育推進会議を開催し、情報の共有化や活動の連携に関する調整を行います。

##### (2) 地域に根ざした食育活動の促進

地域の特性を生かし、地域に密着した食育を推進するため、ちば食育ボランティア・ちば食育サポート企業や行政及び教育関係者、農業協同組合など幅広い分野のネットワークを強化し、新たな連携や協働による活動の充実、対象者の拡大を図り、地産地消による「ちば型食生活」の普及を促進します。

また、ちば食育ボランティアなどを対象に、地域の食に関する知識や活動の手法などについて研修を行い、地域のリーダー的な食育ボランティアの育成を図ります。

##### (3) 食育に係る多様な人材の育成と活動の促進

食生活改善推進員や食に関連する様々な人材、専門技能を有する方々に食育に関する情報提供を行い、食育推進への協力・連携を呼びかけます。

また、食育活動に取り組む農林漁業関係者を育成し、活動を促進します。

#### (4) 官民パートナーシップによる食育活動の充実

食に関心の高い企業・団体等が、「健康ちば協力店」や「元気な『ちば』を創る食育応援企業連絡会」に登録し、それぞれが積極的な活動を展開しています。これらのネットワークを強化し、情報の共有化による一体的な取組や構成員同士の自発的な連携を促します。

県民が健全な食生活を実現するため、それを支援する食環境づくりを官民連携により進めます。特に、食品関連企業と連携し、食品や健康づくりに関する情報提供やメニュー提案、野菜の摂取量の増加など望ましい食生活の実践に向けた取組を推進します。また、事業者に対し、食育関係団体や行政と連携しながら、従業員の健康につながる食育活動の取組を推進します。

#### (5) 農業団体との連携による食育の推進

生産者と消費者の相互理解の実現に向けて、千葉県農業協同組合中央会は「やっぱり国産農畜産物推進運動～みんなのよい食プロジェクト～」を展開しています。この運動を盛り上げ、県内の農業協同組合と連携し、地域における農業体験を通じた農業への理解促進や食と農を担う次世代の子どもたちへの食育を推進します。

## 2 食育推進運動の展開

### (1) 食育月間の取組の充実

食育月間を設定し、食育に関わる関係者が一体的かつ集中的に普及啓発を行い活動の充実を図ります。

月間中に各地で開催される食育に係る様々なイベントを取りまとめ、県のホームページなどで一元的に情報発信して県民の参加を促します。

食育月間を通して、食育運動の原動力である多様な関係者が共通認識を持ち、それぞれの特性や能力を生かして自発的な食育活動が促進するとともに、個々の活動をつなぎ、広がりが出るよう連携・協力体制を構築し、息の長い県民運動として定着を図ります。

### (2) 運動に資する情報提供の充実

- ・ 食育に関する情報発信に当たっては、対象に応じた広報媒体の選択、具体的な実践や活動を提示した啓発など、必要な情報を届けられるよう配慮し、県民一人ひとりが自ら食育に関する取組が実践できるように、情報発信の充実に努めます。
- ・ 食品の安全性に関する国内外の様々な情報を迅速かつ正確に入手できるよう、パンフレットやホームページなどを通じて分かりやすく情報提供するよう努めます。

- ・ 科学的知見に基づく食生活の改善に必要な情報の普及啓発を推進します。
- ・ 「千葉県県民健康・栄養調査」や「千葉県生活習慣に関するアンケート調査」を実施し、県民の身体状況や栄養素摂取状況や健康に係る生活習慣の現状を把握することなどを通じて、食育推進の基礎的なデータとして、その成果を活用していきます。
- ・ 食料の生産等の実態に対する県民の理解促進を図るため、食料の生産、流通、消費に関する統計調査結果等についてわかりやすく情報提供するよう努めます。

### 3 市町村食育推進計画の策定及び施策の促進

食育を地域に根ざした県民運動として推進していくためには、県民に最も身近な自治体である市町村が中心となり、地域の関係団体や企業、ボランティアなどの多様な関係者と密接に情報交換し、連携しながら、地域の特性を生かした実効性の高い施策を実施することが重要です。

県では、市町村が食育推進計画を策定し、総合的かつ計画的に食育活動を推進するよう積極的に働きかけるとともに、情報提供などの支援を行います。

## 第6章 指標及び目標値

No	指標項目	策定時 基本値 (平成23年度)	策定時 目標値 (平成27年度)	出典
1	朝食を欠食する県民の割合の減少 (小学5年生)	2.0%	0%を 目指す	④
2	—同一— (中学2年生)	4.4%	0%を 目指す	④
3	—同一— (15～19歳:男性)	10.7%	0%を 目指す	②
4	—同一— (15～19歳:女性)	17.2%		
5	—同一— (20歳代:男性)	41.0%	15%以下	②※4
6	—同一— (20歳代:女性)	22.2%		
7	—同一— (30歳代:男性)	37.5%		
8	—同一— (30歳代:女性)	27.5%		
9	「ちば型食生活食事実践ガイドブック」、「食事バランスガイド※」等の何かを参考にして食生活を送っている県民の割合の増加	30.7% (H22)	60%以上	①
10	自分の食生活に問題があると思う県民のうち、改善意欲のある県民の割合の増加	成人男性 76.1% 成人女性 84.2%	成人男性 85%以上 成人女性 87%以上	③
11	成人の1日当たりの野菜平均摂取量の増加	276.3g	350g以上	②
12	外食や食品を購入する時に栄養成分表示を参考にする県民の割合の増加	成人男性 36.3% 成人女性 63.5%	成人男性 60%以上 成人女性 70%以上	③
13	食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている県民の割合の増加	56.5%	70%以上	①
14	「千葉県産農林水産物」を購入したいと思う県民の割合の増加	(81.5%)※1	増加	①
15	直近1年以内に農林漁業体験に参加したことがある県民の割合の増加	(480万人) ※2 (H22)	増加	①
16	郷土料理や地域の伝統食などを家庭でつくることがある県民の割合の増加	(82.5%)※3 (H22)	増加	①

出典 ① 県政に関する世論調査 ③ 千葉県生活習慣に関するアンケート調査  
② 千葉県県民健康・栄養調査 ④ 学校給食実施状況調査

※1 現状値は「千葉県産農産物」を購入したいと思う県民の割合であるが、本計画では、対象を「農林水産物」に拡大し、平成25年度実施予定の「県政に関する世論調査」において現状値をとり、目標値を設定する。

※2 現状値は「観光農林漁業入込数」であるが、県民の活動・行動への意識を把握するため、平成24年度実施予定の「県政に関する世論調査」で現状値を把握し、目標値を設定する。

※3 現状値は「郷土料理や伝統食について「知っている」「食べたことがある」県民の割合」であるが、県民の活動・行動への意識を把握するため、平成24年度実施予定の「県政に関する世論調査」で現状値を把握し、目標値を設定する。

※4 千葉県県民健康・栄養調査の調査項目のうち「生活習慣調査①」結果に基づく。他は「栄養摂取状況調査」結果に基づく。

## 第7章 推進に当たって

### 1 推進体制

県では、「千葉県食育推進県民協議会」を設置し、広く関係者の意見を聴取し、計画策定に反映させるとともに効果的な施策の推進に努めています。

また、県の計画に基づく取組について、市町村、ボランティア・関係団体、学校・保育所関係者、農林漁業者、食品関係事業者、保健福祉医療関係者等に広く周知を図り、こうした食育関係者がそれぞれの創意・工夫により活動を展開するとともに、チームスピリットを発揮して目標の達成を促進します。

### 2 県民の実践に向けて

本計画に基づく様々な取組により、県民一人ひとりが食育を実践する主役であるという認識を持つことが大切です。

そして、「ちばの恵み」を取り入れたバランスのよい食生活を実践し、健康で笑顔あふれる暮らしを実現します。

- ・ 自分の健康は自分でつくり、守るということに自覚を持って、規則正しい健全な食生活の実践に努めます。
- ・ 食に関する様々な情報を適正に判断する能力と食べ物を選ぶ能力を高めます。
- ・ 楽しく食卓を囲むなど食を通じたコミュニケーションを図ることを心がけます。
- ・ 食料の生産現場や地域の食文化に関心を持ち理解を深め、ふるさとの食を次の世代に引き継いでいきます。

### 3 県民の実践を支える関係者の視点

食育に関わる関係者がそれぞれの立場で、県民の食育の実践を支えていくことが大切です。

#### (1) 県の視点

- ・ 県食育推進計画の策定を通して、食育の推進の基本的な考え方や目標を提示し、関係者が一体となった食育の推進に努めます。
- ・ 庁内においては食育が裾野の広い取組であることから、健康福祉、教育、農林水産等関係部局連携のもと、共通認識と共通目標を持って施策を展開していくため、「ちば『食へのこだわり』県民づくりプロジェクト」を組織し、食育を推進していきます。
- ・ 県内10地域に「地域食育推進会議」を設置し、県の関係機関、市町村、食育関係団体、生産者、ちば食育サポート企業、ちば食育ボランティアなどが参画し、情報

交換を行いながら、相互の連携を図り、学校や地域そして家庭における食育活動の一層の促進を図ります。

- ・ 地域に密着した食育活動が促進されるよう、市町村食育推進計画の策定や施策の推進を支援します。

## (2) 市町村の視点

- ・ 地域の特性を生かした市町村食育推進計画を作成し、保健・教育・農政の各分野が連携し、地域住民と身近に関わっている立場から食育が地域全体に浸透するよう、できることから取組を進めます。
- ・ 食育活動を行う人材の養成やちば食育ボランティアや関係団体と連携した活動の展開など、住民による食育活動を推進・支援し、家庭・学校・地域等で積極的な食育活動が取り組まれるよう地域の実情に応じた施策を展開します。

## (3) 食に関するボランティア・食育活動団体の視点

- ・ 「ちば食育ボランティア」へ登録し、自発的な食育活動を進めるとともに、行政や地域と連携した取組にも積極的に参加するよう努めます。
- ・ 地域住民への望ましい食習慣の啓発や農業体験受入、食を通じた地域での交流、次世代への食文化の継承など、地域において食育の支援や実践を促します。

## (4) 学校・保育所等の視点

- ・ 家庭や地域との連携を図りながら食育を推進し、子どもの望ましい食習慣の形成に努めます。
- ・ 地場産物や郷土料理などを取り入れた給食など、学校給食を生きた教材として食育の充実を図ります。
- ・ 農林漁業体験を取り入れた学習など、子どもが楽しく食について学ぶことのできる環境を整えます。

## (5) 農林漁業者の視点

- ・ 生産過程の管理方法や履歴などの情報を適正に管理し、消費者への情報の提供に努めます。
- ・ 農林漁業に関する様々な体験の機会の積極的な提供に努めます。
- ・ 消費者との交流を進め、農林水産物の生産現場に対する理解の促進に努めます。

#### (6) 食品関連事業者等の視点

- ・ 多くの消費者との接点を有している利点を生かして、様々な体験機会の提供や食の学習への人材派遣などに努めます。
- ・ 消費者が適切な食を選択できるよう、正確でわかりやすく、客観的な情報の提供に努めます。
- ・ ちば食育サポート企業への登録など、行政や地域における食育活動への協力のもと、連携した取組への積極的な参画に努めます。

#### (7) 保健福祉医療関係者の視点

- ・ 定期健診などの機会を捉えて、食や健康についての指導に努めます。
- ・ 生活習慣病を予防し、健康寿命を延伸するため、専門家の立場から健全な食生活の実践に向けた支援の充実を図ります。

#### (8) 事業者（職場関係）の視点

- ・ 従業員の望ましい食生活の実践のため、健康診断や社員食堂などを活用して情報提供を行うなど健康管理に努めます。
- ・ 仕事と生活の調和<sup>\*</sup>（ワーク・ライフ・バランス）を推進し、家族で食卓を囲むことができるような環境づくりを進めます。

### 4 計画の進行管理

計画の推進に当たっては、関係部局が相互に連携し各種施策を推進するとともに、毎年度、事業の進捗状況などについて点検を行います。点検結果について、千葉県食育推進県民協議会の意見を聞き、施策に反映させます。

また、目標の達成状況について、県政に関する世論調査や各種調査により把握し、計画期間最終年度の前年度（平成27年度）に評価します。

年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
計画期間	← 計画期間(5年間) →				
作業	策定	進捗管理		目標達成評価	次期計画策定

# 食育推進体制図

